

令和7年度

北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法 科 大 学 院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目： 憲 法 ・ 刑 法

試験時間： 14：00～16：40

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙も含めて5ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、憲法【第1問】・【第2問】、刑法【第1問】・【第2問】の4枚である。
4. 解答用紙は、4枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 憲 法

第1問（配点：40点）

Xは、A市立の工業高等専門学校（A高専）の学生で、聖書に固く従うという信仰を持つキリスト教信者であり、聖書が絶対平和主義を説いていると信じ、その教義に従い、格技である剣道の実技を学ぶことは自己の宗教的信条と根本的に相いれないとの信念を有している。

A高専では、保健体育が必修科目とされており、第1学年の体育科目の授業の種目として剣道が採用されていた。そこで、Xは、体育担当教員に対し、宗教上の理由で剣道実技に参加することができないことを説明し、レポート提出等の代替措置を認めてほしいと繰り返し申し入れたが、拒否された。Xは、授業の際は、服装を替え、講義と準備体操には参加したが、剣道実技には参加せず、その間、道場の隅で正座して授業の内容を記録し、授業後にレポートを作成して体育担当教員に提出しようとしたが、受領を拒否された。

体育担当教員とA高専の校長Yは、Xとその保護者に対し、剣道実技に参加するよう説得し、剣道実技に参加しなければ留年は必至であること、特別救済措置として剣道実技の補講を行うが、それ以外の代替措置は採らないこと等のA高専側の方針を説明した。それでもXは剣道実技に参加しなかったため、体育の成績を認定することができないとされ、YはXについて第2学年に進級させない旨の原級留置処分をした。

翌年度においても、Xの態度は前年度と同様であり、A高専の対応も同様であったため、YはXについて再度の原級留置処分を決定した。そして、Yは、「連続して2回進級することができなかった学生に対し、退学を命ずることができる」とする退学内規に基づき、Xが退学事由である「学力劣等で成業の見込みがないと認められる者」に該当すると判断し、Xに対し退学処分を行った。

Xは、剣道以外の体育種目の受講に特に不熱心であったわけではなく、体育以外の成績には優良であったし、Xのような事情のある者に対しレポート提出や他の種目をさせるといった代替措置を採用している学校もあると主張して、退学処分の取消しを求めた。

この事例に含まれる憲法上の問題点について、関連する判例および学説に触れつつ、論じなさい。

試験科目名： 憲 法

第2問（配点：40点）

航空自衛隊の地対空ミサイル基地の建設を目的として、建設予定地の森林を伐採するために、当該地域の水源かん養保安林の指定解除処分がなされた。札幌地方裁判所の判事Aは、当該処分の適法性をめぐる訴訟の審理を裁判長として担当することとなった。なお、Aは、憲法を擁護し平和と民主主義および基本的人権を守ることを目的に設立された法律家団体Bの会員である。Bは、日本政府が進めてきた防衛政策に対して一貫して反対する方針を示しており、A自身についても同様の立場であることがうかがわれた。

こうした事情を事前に知った札幌地方裁判所長Cは、Aが本件訴訟において自衛隊は憲法9条に違反するとの議論を根拠にミサイル基地の建設を認めないとする判決を下す可能性があることに強い懸念を抱くようになった。このため、Cは、本件係属中に、Aに対して書簡を書き送ったが、そこには「貴兄の一先輩のアドバイスとしてこのような考え方もありうるという程度で結構ですから、一応御覧の上、もし参考になるようでしたら大兄の判断の一助にしてください」と前置きをしたうえで、当該事件に関連してC自身が妥当と考える具体的な法的判断のあり方が示されており、保安林の指定解除処分の取消しを求める原告側の訴えの却下を示唆する内容が含まれていた。

Cの行為に関する憲法上の問題点について、関連する憲法の条文に触れつつ、論じなさい。

【後期日程】

試験科目名： 刑 法

第1問（配点：40点）

東京都内に住むXは、札幌市内に住むAに対して以前から恨みを抱き、Aを殺害しようとするに至った。Xは、Aが無類の酒好きであったことから、高級ワイン1本を購入し、瓶の中に毒薬を注入した上、同瓶を梱包して、自宅近くのコンビニエンスストアからAが一人で住む自宅宛てに宅配便で送った。ところが、宅配業者のトラックが札幌市内で交通事故を起こしたために、Xが送ったワインは破損してしまい、A宅には届かなかった（以上を「第一事実」とする。）。

このことを知ったXは、再度、Aを殺害するために高級ワイン1本を購入し、同様に毒薬を注入し梱包した上で、上記コンビニエンスストアからA宅宛てに宅配便で送った。2日後、同荷物はA宅に到着した。事情を知らないAはすぐにこれを開封して中のワインをグラスに注ぎ、たまたまA宅を訪問していた知人のBに飲むように勧めた。Bはこれを飲んで死亡した。一方、Aは当日体調が優れなかったために一口も同ワインを飲まず、無事であった（以上を「第二事実」とする。）。

（1） 第一事実におけるXの罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く。）。解答にあたっては、複数の見解を紹介し、自らの見解を根拠づけるとともに、その他の見解を批判すること。

（2） 第二事実におけるXの罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く。）。なおXは、当日BがA宅を訪問することを全く認識していなかったものとする。解答にあたっては、複数の見解を紹介し、自らの見解を根拠づけるとともに、その他の見解を批判すること。

【後期日程】

試験科目名： 刑 法

第2問（配点：40点）

Xは、株式投資の失敗により多額の資産を失ったことから、当面の生活費を確保するために、X名義の土地（以下「本件土地」という。）を売却することにし、Aとの間で、本件土地を1000万円でAに売り渡す旨の売買契約を締結した。この売買契約において、所有権の移転時期に関する特約は特になかった。

売買契約締結の数日後、Aは土地代金1000万円をXに支払った。しかし、AがXに土地代金を支払ってから約1か月が過ぎても、Aへの所有権移転登記は完了しておらず、所有権の登記名義人はXのままになっていた。

本件土地の隣で駐車場を経営するYは、本件土地に関し、XとAとの間で売買契約が成立したことを知った。駐車場を拡張する上で本件土地をどうしても手に入れたかったYは、所有権移転登記が未だ完了していないことを知り、まだ本件土地を購入するチャンスがあるのではないかと考えた。そこで、Yは、Xに連絡を取り、「本件土地をAに売ったと聞きました。でも登記名義はまだ移転していないようですね。私なら2500万円でその土地を買います」と言って、本件土地の購入をXに打診した。その申し出を受けたXは、さらなる資金を確保できると考え、Yとの間で、本件土地を2500万円でYに売り渡す旨の売買契約を締結した。Yはすぐに2500万円をXに支払い、登記名義を自己に移転させた。

XおよびYの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く。）。なお、Yは、本件土地に関するXとAとの間の売買について背信的悪意者ではないことを前提とする。

令和7年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：民法・商法

試験時間：10:00～12:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて3ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、民法【第1問】・【第2問】、商法の3枚である。
4. 解答用紙は、3枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 民 法

第1問（配点：40点）

Aはある田舎の無人駅の近くで個人商店を営んでいたが、その付近で撮影された映画が人気となったことから、その地域に多くの観光客が訪れるようになった。そこで、Aは、個人商店の軒先で観光客を相手に自転車を貸し出すことにして、2023年5月1日に中古自転車20台（以下、これらをまとめて「甲」という。）を、総額50万円で、知人のBから購入し、同年5月15日から自転車の貸し出しを開始した。この事業は観光客に好評で、20台すべての自転車が貸し出されている時間帯が多かった。

ところが、甲は、隣町で貸自転車業を営んでいるCが所有する自転車20台を同年4月1日にBが盗んだものであった。同年6月1日、Cは、Aが甲を貸出用の自転車として使用していることを発見した。この時点で、Aは甲を用いて5万円の利益をあげていた。

以上の事案について、次の小問（1）と（2）に答えなさい。

- （1） Cは、Aに対して、甲の返還及びAが甲を用いて得た5万円の返還を求めることができるかどうか論じなさい。
- （2） AがCに甲を返還しなければならないと仮定して、AはBに対していかなる権利を有するか論じなさい。

第2問（配点：40点）

少年Aは、同じ団地に住む年上の少年たちと深夜に繁華街を出歩き、しばしば喧嘩をするなど素行が悪く、近所では「不良少年」として有名であった。Aは学校も休みがちであったが、Aの両親B1及びB2は、人生には学校で学べないことの方が大事であるなどとして、特にAの生活態度について指導をすることもなく放任し、かえって動画配信サイトでAの行動を配信して、それによる収入を得るなどしていた。そうしたことが2年間続いた頃、Aは同級生Cに暴行を加え、Aに殴られて倒れたCは地面にあった石に後頭部を打ちつけ、Cはそれが原因で死亡した。

この暴行の時に、Aが10歳であった場合と15歳であった場合を分けて、Cの両親D1及びD2は、A、B1、B2に対して損害賠償を請求することができるかどうか論じなさい。

【後期日程】

試験科目名： 商 法

問題（配点：40点）

問1

甲株式会社は株主10名の会社である。令和6年4月10日、株主総会の招集権者である代表取締役Aが招集することなしに、株主Bの呼びかけによりPを新たに取締役を選任するために、株主総会を開催することになった。Pを取締役に選任するために株主総会を開催することには、株主全員が同意していたが、株主Cは都合がつかなかったため、Dを代理人に選任し、Dが委任状を呈示した上で出席した。C以外は全員株主が自ら出席し、Pの取締役選任が決議された。この株主総会の場で、取締役Qを解任することも決議することになり、決議すること出席者全員賛成した上で、Qの取締役解任が決議された。

Pを選任する決議、Qを解任する決議につき、それぞれ適法かどうかについて論じなさい。

問2

新株発行無効の訴えにおいて、判例によると募集事項の公示が欠けたことは原則として新株発行の無効事由にあたると解されていることについて、その理由を説明しなさい。

令和7年度

北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：民事訴訟法（第1解答）

試験時間：13：30～14：10

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて2ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、民事訴訟法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

試験科目名： 民事訴訟法

問題（配点：40点）

問1

共有不動産の不法占拠者に対して、共有者の1人が単独で明渡請求訴訟を提起することはできるか。

問2

Xは、甲土地を占有しているYに対して、甲土地の所有権に基づいて、明渡しを求める訴えを提起した。Yは、Xが甲土地の所有者であることを争うために、元はXが所有者であったことを前提として、Xから甲土地を購入したと主張したのに対して、Xは、Yに甲土地を売却したことはないと主張した。そこで、受訴裁判所は、Xが甲土地の所有者であるか否かを判断するために、当該売買の事実の有無について審理したところ、当該売買の事実が存在していたと認定することはできないと判断して、Xの請求を認容する判決をし、当該判決は確定した。

- (1) 「Xから甲土地を購入した」というYの主張の訴訟法上の意味を説明しなさい。
- (2) その後、Xは、Yに対して、甲土地の所有権に基づいて、甲土地の所有権移転登記の抹消登記を求める訴えを提起した。この訴えにおいて、Yは、Xが甲土地の所有者であることを争うために、Xから甲土地を購入したと主張することができるか。

令和 7 年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法 科 大 学 院)

**入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子**

試験科目 : 刑事訴訟法 (第 2 解答)

試験時間 : 1 4 : 2 0 ~ 1 5 : 0 0

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて 2 ページある。
3. 解答用紙は両面印刷の B 4 版で、刑事訴訟法の 1 枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号 (上下 2 箇所) および氏名 (上 1 箇所) を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆 (ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。) で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 刑事訴訟法

問題（配点：40点）

A市で発生した窃盗の被疑事実で勾留されている甲は、犯行を否認している。取調べの際、警察官Kから、犯行があったとされる時間帯の行動を聞かれると、甲は、「その時間帯は、妻と一緒にB市へ買い物に出ている、ずっと一緒にいた。」とアリバイを主張した。そこでKは、甲の妻に事実関係を確認したところ、妻はKに対し「一緒にいたかどうか覚えていない」と答えたにもかかわらず、Kは甲に「お前の妻は、その日はお前と一緒に行動していなかったと言っているぞ。」と事実と反することを申し向けた。その結果、甲は、犯行を自白し、被害品の隠匿場所も供述したので、その内容を録取した供述調書（①）が作成された。

そこで、Kは、この供述調書を疎明資料として搜索差押許可状の発付を受けて、甲が供述した隠匿場所を搜索したところ、被害品（②）が発見されたので、これを差し押さえた。

裁判所は、①の供述調書と②の被害品を証拠として採用することができるか。

令和7年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：行政法

試験時間：15：45～16：25

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて2ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、行政法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 行政法

問題（配点：40点）

Aは、自己の所有する甲土地につき、Xに無断で、Xの所有名義とする登記
手続を行った。その後、Aは、甲土地につき、Xを売主、Bを買主とする売買
契約書を偽造してBに売却し、代金はAがBから受領した。所轄税務署長は、
主に登記名義に依拠して、Xに対し、甲土地の譲渡に係る譲渡所得につき課税
処分を行った。その後、この課税処分に対して適法な不服申立がなされないま
ま不服申立期間が経過した。

Xが、上記課税処分につき、行政事件訴訟法に規定する無効等確認の訴えを
提起し、訴訟上、上記課税処分は無効であるとの主張を行った場合、当該主張
が認められるか否かについて論ぜよ（なお、訴訟要件について論ずる必要はな
い）。

令和7年度 法科大学院入学者選考試験【後期日程】法律科目試験
出題の趣旨

【憲法】

(第1問)

本問は、最判平8・3・8民集50巻3号469頁に基づく事案である。A高専の学生一般に課せられた履修義務であり、特定の信仰を直接に規制するものではないが、Xの信仰の根幹に反する行為が求められることになり、間接的・結果的に特定の信仰を有する人に対する制約になるという場合における、校長の教育的裁量の統制が問題となる。国の法令や学校の規則の合憲性が問題となっているわけではなく、判例も目的・手段審査は行っていない。そのことも踏まえて、A高専が公立学校であることによる政教分離の原則との関係や、代替措置による義務免除の可能性なども勘案しながら、丁寧な裁量審査を行うことが求められよう。

(第2問)

本問は、いわゆる長沼ナイキ基地訴訟において発生した「平賀書簡問題」（1969年）に基づく事例である。主要な論点は司法権の独立であるが、本問では、当該原理を構成する「裁判官の独立」と「司法部の独立」という2つの要素のうち、前者に含まれる裁判官の職権行使の独立（憲法76条3項）が問われている。この裁判官の職権行使の独立は、「単に、他の指示・命令に拘束されないというだけでなく、事実上、他の機関から裁判について重大な影響を受けないという要請をも含んでいる」とされるが、こうした前提を踏まえたうえで、①CとAとの関係性、②書簡の送付時期とCの意図、③書簡の具体的な内容、④事実上の影響力の程度等の論点を丁寧に検討し、論じることが求められている。

【刑法】

(第1問)

第1問の(1)は、間接正犯における実行の着手時期について、いわゆる利用者説（發送主義）と被利用者説（到達主義）のいずれに立つことが妥当かを、未遂犯の処罰根拠を明らかにした上で、間接正犯という関与形態の特殊性を考慮しつつ検討し、本問の事例にあてはめるものである。その際、自説を根拠づけるとともに、反対説の問題点を具体的に指摘することが求められている。次に(2)は、(1)で明らかにした実行の着手時期を前提とした上で、行為者に具体的事実の錯誤のうちの方法の錯誤が生じた場合をいかに解決するかについて、抽象的法定符合説と具体的法定符合説の対立を説明しつつ、本問の事例にあてはめるものである。(1)と同様に、反対説を批判しつつ、自説を説得的に展開することが重要である。(1)及び(2)を通じて、単に学説を並べるのではなく、諸見解の対立がそもそも何に由来するかを十分に踏まえた上で論述すべきである。

(第2問)

不動産の二重売買の事案について、Xの横領罪の成否が問題となる。とりわけ客体が不動産であることから、その特徴を踏まえつつ、横領罪の各成立要件の充足を論述できる

かを問うものである。また、Yの罪責については、横領罪の共犯の成否が問題となる。Yが背信的悪意者ではないことを踏まえて、その成否が的確に論じられているのかが問われる。

【民法】

(第1問)

第1問は、動産の売買において売主が無権利者であった場合について、権利者(所有者)と買主(占有者)の法律関係を問う小問(1)と、売主と買主の法律関係を問う小問(2)からなる出題である。

小問(1)では、無権利者からは権利を取得できないことが原則であることを前提として、権利者による所有権に基づく物権的返還請求権と、占有者の即時取得(民法192条)と盗品の回復(民法193条)の関係を論ずることが求められる(民法194条が適用にならない事案であることの指摘は加点要素とした)。また、動産から果実が生じていることからその帰属も問題となり、不当利得(民法703条・704条)の特則である民法189条・190条の適用について論ずることが求められる。

小問(2)では、他人物売買における売主の権利移転義務(民法561条)が履行不能となっている事例であることをふまえて、債務不履行に基づく解除(民法542条1項1号)とその効果としての原状回復請求(民法545条)、および、得べかりし利益の損害賠償請求(民法415条・416条)について論ずることが求められる。

(第2問)

第2問は、未成年者の加害行為によって被害者に損害が生じた場合における、責任能力の意義、および、その未成年者に責任能力がない場合の監督義務者責任(民法714条)と、責任能力がある場合の親権者に固有の不法行為責任(民法709条)についての基本的な理解を問う出題である。

【商法】

問1は、いわゆる全員出席総会について問うものである。判例によれば、招集権者が招集していない場合でも、株主全員が開催に同意して出席していれば株主総会決議は有効になる。ただし、代理人が出席した場合には、決議が有効になるのは、株主が会議の目的事項を了知して委任状を作成した等の場合に限られる。

問2は、公示は差止の機会を確保するためのものであり、公示がなければ差止ができないから、公示の欠缺は原則として新株発行無効事由であるが、差止事由がない場合には無効とする必要はないという、判例の理解を問うものである。

【民事訴訟法】

問1は、不法占有者に対する共有物の返還請求の訴訟共同の必要性の有無を問うものである。判例の見解に触れつつ単独訴訟が可能であることについて、適切に論じることが求められていた。なお、本問は抹消登記請求の事案ではないため、本問の請求は妨害排除請求ではない。

問2（1）は、「YがXから土地を購入した」というYの主張の訴訟法上の意味（抗弁・否認・自白等）を問うものである。XからYへの所有権移転の原因事実、当該事実の時点で所有権が原告にあったことを前提として、原告が所有権を喪失する効果を導く抗弁であることについて、適切に説明することが求められていた。なお、「YがXから土地を購入した」ことについて本件で問題となるのは、Xが所有権を喪失したことであり、Yが所有権を取得したことではない。

問2（2）は、「YがXから土地を購入した」という事実の主張が既判力によって遮断されるか、また、既判力によって遮断されないとして、訴訟上の信義則（とりわけ争点効）によって主張が妨げられ得るか、について解答することが求められていた。なお、既判力は訴訟物の存否に関する判断に矛盾する主張を遮断するものであるから、本小問に解答する上では、確定した判決の訴訟物が何であったかを示すべきである。また、要件が不明確であるなどとして争点効を否定したにもかかわらず、争点効以上に要件を明確にすることなく信義則を用いて結論を導くのは適切とはいえない。

【刑事訴訟法】

本問では、自白法則と違法収集証拠排除法則にまたがる問題を出题した。まず、①供述調書の証拠能力については、自白法則に関する代表的な見解を踏まえた上で、いわゆる切り違い尋問と呼称される自白採取の態様に対し、自白法則をどのように適用するか適切に論じることが求められる。次に、②被害品については、①の供述調書を疎明資料として発付された搜索差押許可状によって取得されているため、派生的な証拠として位置づけられる。そこで、違法収集証拠排除法則の適用が問題となるが、これについて自白法則と違法収集証拠排除法則との関係を踏まえた上で、②被害品の証拠能力の有無について適切に論じることが求められる。

【行政法】

本問は、行政処分が無効となる要件等を問うものである。行政処分は、取消訴訟の判決等によって取り消されるまでは有効であるが、行政処分の瑕疵の程度によっては、取り消し得るにとどまらず、行政処分が無効となることがある。この点が課税処分について争われた判例として、最判昭和48年4月26日民集27巻3号629頁がある。本問は、当該判例の事案をベースとして作成したものであり、行政処分の効力についての基本的理解の程度を確かめることが出題の趣旨である。なお、問題文に明示したとおり、訴訟要件（訴訟法上の論点）を問うものではない。